

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起（その46）

令和3年5月10日  
在シンガポール日本大使館

1. 7日、シンガポール人材開発省（MOM）は、既に入国許可を取得している就労パス保有者の再入国手続きを削減する旨概要以下の通り公表しました。詳細はMOM／HPを確認ください。

シンガポール人材開発省（MOM）HP

<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2021/0705-work-pass-holders-who-have-already-obtained-approval-to-enter-to-be-rescheduled>

いくつかの国で新型コロナウイルスの感染者が再び増加している状況や、新しい変異株の感染拡大状況を考慮し、政府は今後数週間、シンガポールに入国する就労パス保有者（帶同家族を含む）の入国承認を削減します。

この警戒期間中、5月11日（火）以降、（日本を含む）リスクの高い国・地域（2021年5月7日現在、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、中国本土、ニュージーランド、台湾、香港、マカオを除くすべての国・地域を指します。対象国・地域の最新情報は、Safe Travelのウェブサイトをご覧下さい。）からの入国承認を取得済みの就労パス保有者の入国に関する変更を行います。

●入国承認を取得済みの建設、造船、プロセス（CMP）の就労パス保有者は、承認のとおりに入国出来ます。ただし、6月に到着予定の一部の労働者については、その後の週に到着するようスケジュールが変更されます。

●入国承認を取得済みの家事労働者のうち、6月7日以前の到着予定者の一部は到着スケジュールを翌週以降に変更されますが、それ以外の者は承認の通りに入国が許可されます。

●7月5日までの入国承認を取得したその他の就労パス保有者は入国を許可されません。状況が安定した時点で入国の再申請時期を事業主に通知します。これらの事業主には優先して入国承認を付与します。

入国承認を取得済みの就労パス保有者の入国スケジュールの変更とともに、残念ながら、高リスク国・地域からの新規入国申請も受け付けないこととなります。ただし、重要な戦略的プロジェクトやインフラ整備に必要な労働者については、引き続き入国を許可します。

本7日より、MOMは、影響を受ける就労パス保有者とその事業主に対し、入国に関する変更について連絡します。

上記の変更は、低リスク国・地域から渡航する就労パス保有者、定期的通勤アレンジメントや相互グリーンレーン、その他の承認されたトラベルレーンを利用して渡航する就労パス保有者には影響しません。

これらの変更については、労働者が安全に調整された方法で入国することを可能にし、新型コロナウイルスの輸入リスクを軽減するために必要なものであり、就労パス保有者とその事業主の理解と協力を求めます。

2. シンガポール民間航空庁 (CAAS)、シンガポール海事港湾庁 (MPA) はチャンギ空港及び港湾に関する予防強化措置を公表しています。詳細は各HPを御確認ください。

シンガポール民間航空庁 (CAAS) HP

<https://www.caas.gov.sg/who-we-are/newsroom/Detail/changi-airport-steps-up-precautionary-measures/>

シンガポール海事港湾庁 (MPA) HP

<https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/media-centre/news-releases/detail/ef576f70-9aa6-442a-8cb6-15122383679e>

3. シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/covid-19>

4. 日本人の方も含め、日本に来航する際にはシンガポール出国前 72 時間以内の検査証明の提出が必要です。検査証明書をお持ちでない場合、検疫法に基づき上陸できません。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。詳細は次のURLをご参照ください。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/keneki\\_0108.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html)

5. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーハンブルク)

[Singapore Airlines and SilkAir Flight Schedules - April to June 2021](https://www.singaporeair.com/ja/flight-schedules)

(シンガポール・エアラインズグループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

6. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて関連情報を掲載しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

[外務省 海外安全ホームページ \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp)

7. 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ）

<https://www.moh.gov.sg/>

（参考）シンガポール政府はWhatsAppの専用チャンネルを設け情報を提供しています。（チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>）